

【概 要】

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

江 東 区

国の取り組みの経緯

平成17年	「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定
平成20年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」
平成21年4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）世界的大流行
平成24年5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成24年法律第31号）

江東区行動計画の作成

平成16年3月	「江東区健康危機管理対策マニュアル」策定
平成21年3月	「江東区新型インフルエンザ対策行動計画」策定
平成21年10月	「江東区新型インフルエンザ対応マニュアル」策定
平成22年6月	「江東区危機管理指針」策定
平成22年9月	「江東区新型インフルエンザ対応マニュアル（第2版）」改定
平成25年4月	「江東区新型インフルエンザ等対策本部条例」施行
平成26年11月	「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定

<特措法で定められた事項>

○ 特措法により新たに盛り込まれた事項

- ・ 行動計画の対象感染症に、新感染症を追加（第2条）
- ・ 対策における基本的人権の尊重（第5条）
- ・ 対策の基本は、国が基本的対処方針で決定（第18条）
- ・ 特定接種の実施への協力（第28条）
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令（第32条）

○ 特措法により法定化された事項

- ・ 江東区行動計画の策定（第8条）
- ・ 江東区対策本部の設置（第34条）
- ・ 不要不急の外出の自粛等、学校等の施設や興行場等の使用制限等及び催物の開催の制限等の要請・指示（第45条）
- ・ 住民に対する予防接種（第46条）
- ・ 緊急時の埋火葬（第56条）
- ・ 生活関連物資等の価格の安定等による区民生活及び区民経済の安定（第59条）

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市区町村計画

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症

(3) 計画の基本的な考え方

東京都行動計画に基づき、江東区の新型インフルエンザ等への基本的な方針や対策を示す。病原性に応じた弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すもの。

2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑え、区民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染のピークを遅らせ、患者数を抑えることで、医療提供体制の負荷を減らし、ワクチン製造のための時間を確保する。

(2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止策等により欠勤者数を減らし、区民生活及び経済活動の安定及び医療提供業務の維持に努める。

3 被害想定

政府行動計画及び東京都行動計画の被害想定を参考に区の被害想定を算出。

	国	東京都	江東区				
総人口（2013.9.1現在）	127,270,000人	13,191,227人	485,204人				
100万人あたり患者数	100,000,000人	12,500,000人	485,204人				
罹患割合	25%	30%	30%				
患者数	25,000,000人	3,785,000人	147,000人				
健康被害	(1) 流行予測による被害						
	①外来受診者数	25.00%	25,000,000人	30.00%	3,785,000人	30.00%	147,000人
	②入院患者数（中等度）	2.12%	530,000人	7.69%	291,200人	7.69%	11,310人
	（重度）	8.00%	2,000,000人				
	③死亡者数（中等度）	0.68%	170,000人	0.37%	14,100人	0.37%	548人
	（重度）	2.56%	640,000人				
	(2) 流行予測のピーク時の被害（約8週間続くと仮定）						
	①1日新規外来受診者数			1.30%	49,300人	1.30%	1,915人
	②1日最大患者数			9.86%	373,200人	9.86%	14,494人
	③1日新規入院患者数			0.10%	3,800人	0.10%	147人
④1日最大必要病床数（中等度）	0.40%	101,000床	0.70%	26,500床	0.70%	1,029床	
（重度）	1.60%	399,000床					

そのほか、本人や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定。

4 発生段階の考え方

発生段階は、東京都行動計画に準じる。

政府行動計画		江東区行動計画 (東京都行動計画と同じ)		状 態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格への配慮
- (3) 関係機関相互の連携・協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

第2章 江東区・関係機関等の役割

1 基本的な責務

- (1) 国の役割
政府対策本部の下で基本的対処方針を決定。
- (2) 都の役割
東京都行動計画に基づく対策。
(発生動向の監視、医療提供体制、経済活動の安定確保、都市機能の維持など。緊急事態宣言時は、施設使用制限などの要請。)
- (3) 江東区の役割
江東区行動計画に基づき区内の総合的な対策。感染拡大防止、住民予防接種、要援護者生活支援など。
- (4) 医療機関
発生時の医療提供体制の継続。
- (5) 事業者等
特に、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用の制限の要請等に協力。
- (6) 区民
手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策や、食料品や生活必需品の備蓄など。

2 新型インフルエンザ等に対応する江東区の実施体制

- (1) 江東区新型インフルエンザ等対策本部の構成
政府対策本部から緊急事態宣言が出された時、江東区新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>

発生段階	国の体制	東京都の体制	江東区の体制
<p align="center"><未発生期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生しているが人から人の持続的な感染はない状態 		福祉保健局による発生情報収集⇒新型インフルエンザの発生情報入手⇒発生情報の確認・情報収集の強化 ↓ 「危機管理対策会議」の開催	鳥等動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生し、拡大のおそれがある場合 ↓ 江東区危機管理対策本部・江東区健康危機管理対策会議（保健所）を設置
<p align="center"><海外発生期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している等さまざまな状況 	厚生労働大臣が新型インフルエンザ等発生を公表 ↓ 発生	政府対策本部が設置された時 ↓ 東京都対策本部設置	政府対策本部が設置された時等必要に応じて ↓ 江東区対策本部設置 （緊急事態宣言前は必要に応じ任意に設置）
<p align="center"><国内発生早期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての接触歴を疫学調査で追うことができる状態 	政府対策本部設置 ↓ 緊急事態宣言発令	東京都対策本部設置	江東区対策本部設置
<p align="center"><都内発生早期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての接触歴を疫学調査で追うことができる状態 			
<p align="center"><都内感染期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 			
<p align="center"><小康期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況 	緊急事態解除が宣言される ↓ 政府対策本部の廃止	政府対策本部の廃止を受け都知事の終息宣言により廃止	緊急事態解除宣言を受け廃止

(2) 江東区新型インフルエンザ等対策本部の分掌事務

【各部別の事務分担表を添付】

(3) 区政機能の維持

- ・ 本区職員の欠勤率も最大4割となるため、区民生活の維持に不可欠な区の業務を、継続して実施する体制整備。
- ・ 区施設や催事での感染拡大防止策の実施。
- ・ 職員の健康管理と感染拡大防止策。

第3章 対策の基本項目

1 サーベイランス・情報収集

区は、保健所設置自治体として、国や都と連携しサーベイランス（感染症発生動向調査）を行う。

2 情報提供・共有

区報、ホームページ、CATV（東京ベイネットワーク株式会社）、FM放送（レインボータウンエフエム放送株式会社）、チラシ、防災無線等を活用し、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策を周知する。

発生時は、感染状況や発生段階に応じ、適切な医療機関の受診や感染拡大防止策の徹底などを、わかりやすく確実に周知する。

<発生時の個人情報等の公表範囲>（東京都行動計画に準じる）

事 例	公 表 範 囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地、学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

3 区民相談

発生後速やかに、新型インフルエンザ相談センターを設置し、受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う。相談センターは、開庁時間は各保健相談所、休日・夜間は保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。

その他の区民からの相談業務は、窓口一覧等の作成の上、担当部課が行う。

4 感染拡大防止

(1) 水際対策

(2) 個人対策

マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の実践を呼びかけ。

(3) 学校等における対応

学校内や近隣地域の学校で集団発生が見られた場合は、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や学校行事の自粛などの感染拡大防止策を実施。流行が拡大した場合、必要に応じ、すべての区立学校の閉鎖も検討する。

社会福祉施設等も、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意を喚起し、必要に応じて、東京都の臨時休業要請に応じるよう依頼する。

(4) 施設の使用及び催物の開催の制限

区は事業者に感染防止策を呼びかける。緊急事態宣言時は、都知事から外出自粛要請や、施設の使用制限を要請・指示する場合がある。

区も率先して、イベントの休止や施設利用制限、来庁者への感染拡大防止策に取り組む。

5 予防接種

(1) ワクチン

(2) 特定接種

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者への特定接種登録の勧奨。

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる江東区職員への集団的接種の実施。

(3) 住民接種

住民接種については、区が実施主体となって、原則として集団的接種を実施する。

6 医療

都内発生早期までは、新型インフルエンザ相談センターから新型インフルエンザ専門外来を紹介し診察する。ウイルス検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。都内感染期では、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関で担う。

<発生段階ごとの医療提供体制>

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査*実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定 医療機関	一般医療機関への入院 又は自宅療養		・小児、重症患者 受入可能医療機関 の確保		・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の 活用	

*このウイルス検査は、新型インフルエンザ専門外来で採取した検体を保健所が受領し、専門検査機関に依頼して検査するものであり、一般外来で行うインフルエンザ迅速検査とは異なる。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

2週間程度の食料品や生活必需品の備蓄の周知。

イ 高齢者等への支援

ウ ごみの排出抑制

エ 行政手続き上の申請期限の延長

(2) 遺体に対する適切な対応

「死体火葬許可証」発行の迅速化。

(3) 事業者への支援

《緊急事態宣言時の措置》

死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは江東区対策本部を設置し、国の基本的対処方針、東京都行動計画及び江東区行動計画に基づき、以下の措置を実施する。

1 感染防止対策

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、次に掲げる措置を要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第45条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第12条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第12条）
- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

＜実施方法＞

ア 区民

東京都は特措法第45条に基づき、不要不急の外出自粛や基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

イ 学校、保育所、通所の福祉施設等

都知事は特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定めのある施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請・指示を行う。

ウ 大学、劇場、百貨店、運動施設等

都知事は特措法第24条に基づき、大学、劇場、百貨店、運動施設等についても、感染対策の徹底を要請する。要請に応じない場合は、特措法第45条に基づき、施設の使用制限等の要請・指示を行う。

エ 江東区の対応

緊急事態宣言が発令された場合、江東区の施設・事業等についても使用の制限や開催の制限の要請がなされる。

2 予防接種

江東区は、国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対して、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施。

3 医療

江東区は、国や東京都と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 生活関連物資の価格の安定等

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をし、関連事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(2) サービス水準に関する区民への呼び掛け

区民に対し、感染が拡大した段階において、サービスの提供水準が相当程度低下する可能性があることへの理解と協力を呼び掛ける。

- (3) 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援
新型インフルエンザ等の発生時には、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を関連事業者等と連携して行う。
- (4) 埋火葬の特例等
死亡者が増加した場合、一時的に遺体を収容する施設等を確保する。
- (5) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく、行政手続の延長措置があれば、区の業務もこれに対応する。
- (6) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
政府系金融機関等が、特別融資を実施する場合は、事業者への周知するなどに協力する。

第4章 各段階における対策

実施体制	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期	小康期	緊急事態宣言時
実施体制		江東区危機管理対策本部 江東区健康危機管理対策 会議	海外発生期 必要に応じて、江東区新型コロナウイルス対策本部の設置	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期	小康期	江東区新型コロナウイルス対策本部の設置
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランスの体制構築と実施 関係機関からの情報収集及び分析	平常時のサーベイランス	臨時サーベイランスの実施 患者の全数把握	臨時サーベイランスの実施 患者の全数把握	臨時サーベイランスの実施 患者の全数把握	重症者等のサーベイランスへの切り替え 患者の全数把握の中止	平常時のサーベイランス	
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供（区報、区HP、ことうどう安全安心X川等） 関係機関との情報共有	基本知識の普及啓発	発生状況の情報提供 区対策等の周知	発生状況の情報提供 区対策等の周知	発生状況の情報提供 区対策等の周知	医療機関への診療継続要請	第一波終息の発表	
3 区民相談	新型コロナウイルス相談センター 区の業務等に対する相談	健康相談 区業務の問い合わせ	新型コロナウイルス相談センターでの相談 区対策の問い合わせ	新型コロナウイルス相談センターでの相談 区対策の問い合わせ	新型コロナウイルス相談センターでの相談 区対策の問い合わせ	新型コロナウイルス相談センターでの新型コロナウイルス外来の紹介を中止	相談窓口の縮小	
4 感染拡大防止策	感染拡大防止策の区民周知 濃厚接種者対策 施設の使用制限	標準的な感染拡大防止策の修繕 感染拡大防止のための資器材備蓄	区立学校等の対応手順確認 区窓口等での感染拡大防止策の実施 濃厚接種者対策の実施	感染拡大防止策の周知 区立学校等への感染拡大防止策実施呼びかけ 区窓口等での感染拡大防止策の実施 濃厚接種者対策の実施	感染拡大防止策の周知 区立学校等への感染拡大防止策実施呼びかけ 区窓口等での感染拡大防止策の実施 濃厚接種者対策の実施	感染拡大防止策の協力要請解除 資器材の再備蓄	感染拡大防止策の協力要請解除 資器材の再備蓄	特措法に基づく施設の使用制限の要請・指示 学校・保育所、通所福祉施設の休業
5 予防接種	住民接種 特定接種	予防接種実施体制の構築	住民接種の準備 特定接種の実施	住民接種の準備 特定接種の実施	住民接種の実施 特定接種の実施		住民接種の実施	
6 医療	新型コロナウイルス専門外来の紹介	医療提供体制の整備促進	新型コロナウイルス専門外来への受診紹介 感染症法に基づく入院勧告等	新型コロナウイルス専門外来への受診紹介 感染症法に基づく入院勧告等	新型コロナウイルス専門外来への受診紹介 感染症法に基づく入院勧告等	新型コロナウイルス専門外来の周知 一般医療機関の直接受診	通常の医療サービスに移行	臨時の医療施設
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	要保護者等の生活支援 食料・生活必需品の安定供給	要保護者等把握と生活支援の検討	要保護者等の把握と生活支援準備 意切な消費行動の呼びかけ ごみ排出抑制の周知 遺体収容等の検討	要保護者等の把握と生活支援準備 意切な消費行動の呼びかけ ごみ排出抑制の周知 遺体収容等の検討	要保護者等の把握と生活支援準備 意切な消費行動の呼びかけ ごみ排出抑制の周知 遺体収容等の検討	要保護者への生活支援実施 生活支援等の順次縮小 ごみ排出抑制の協力要請 遺体の一時収容所の運用	生活支援等の順次縮小 ごみ排出抑制の協力要請 遺体の一時収容所の運用	買占め売りの借しみの調査 監視 要保護者への生活支援 埋火葬の特別